事 務 連 絡 平成24年10月22日

各都道府県特用林産担当課長 日本特用林産振興会会長 全国農業協同組合連合会代表理事理事長 日本椎茸農業協同組合連合会会長理事 全国森林組合連合会代表理事会長 全国食用きのこ種菌協会会長 財団法人日本きのこセンター理事長 一般財団法人日本きのこ研究所理事長 日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長 東日本原木しいたけ協議会会長 社団法人全国木材組合連合会会長 全国素材生産業協同組合連合会会長

林野庁経営課特用林産対策室長

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値の見直しに係る経過措置の解説について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知)につきましては、平成24年8月30日付けで見直しを行い、きのこ原木及びほだ木の指標値である50ベクレル/kgを継続する一方で、経過措置を厳格化したところです。

この経過措置についてはお問い合わせが多いことから、今般、経過措置の考え方等 についての解説を作成しましたので、生産者等の皆様への御指導の参考に御使用くだ さい。

また、大変お手数ですが管内、傘下の生産者等の皆様に御周知くださいますようお 願い申し上げます。

> 本件問い合わせ先 林野庁経営課特用林産対策室 特用林産企画班 代表 03-3502-8111 (内線6086) が イヤルイン 03-3502-8059

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する解説

農林水産省は、安全なきのこを供給するため、食品であるきのこの検査が適切に行われるよう都道府県等に協力しているほか、食品の基準値を超える放射性物質を含むきのこが発生しないよう、きのこ原木・ほだ木(以下「きのこ原木等」とします。)に含まれる放射性物質濃度の上限値を当面の指標値として設定しています。

そして、当面の指標値を超える放射性物質を含むきのこ原木等は、栽培に使用しないよう都道府県・関係団体を通じて要請しています。

この当面の指標値を平成23年10月に設定して以降、引き続きデータの収集・分析を行い、平成24年3月と8月に見直しを行いました。

平成24年8月の最新の見直しでは、指標値である50ベクレル/kgを継続する一方で、経過措置を厳格化しました。

ここでは、この経過措置の考え方等について解説します。

【きのこ原木等の当面の指標値の見直しのポイント】

指標値 50ベクレル/kg(従来と変更なし)

経過措置(従来)放射性物質濃度が150ベクレル/kg以下のきのこ原木等であれば、そこから発生するきのこを確実に検査することを条件に自県内に限り使用可

(見直し後)放射性物質濃度が100ベクレル/kg以下のきのこ原木等であって、そこから発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下となることを条件に、自県内に限り使用可

1. きのこ原木及びほだ木の経過措置の考え方

1. きのこを栽培するために丸太をきのこ原木等として使用するには、丸太中の放射 性物質濃度が指標値である50ベクレル/kgを超えないことが必要です。

ただし、安全なきのこの流通と、きのこの安定供給を確保するために経過措置を

設定しています。

2. この経過措置については、平成24年8月末までは、放射性物質濃度が50ベクレル /kgを超えるが150ベクレル/kg以下であるきのこ原木等について、きのこ生産者 が所在する都道府県が、発生したきのこの出荷開始前の放射性物質検査を確実に行 うことを条件として、自県内に限り使用可能としてきました。

これは、これまでの調査では、放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが150ベクレル/kg以下であるきのこ原木等からは、食品の基準値100ベクレル/kgを超えるきのこの発生が見られなかったためです。

- 3. しかし、その後の調査では、放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが150ベクレル/kg以下であるきのこ原木等からも食品の基準値を超える放射性物質を含むきのこの発生が見られ、とりわけ放射性物質濃度が100ベクレル/kgを超えるきのこ原木等からは食品の基準値を大幅に超える放射性物質を含むきのこの発生も見られました。
- 4. そこで、今回はこの経過措置を見直すこととし、平成24年9月からは、放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが100ベクレル/kg以下であるきのこ原木等について、そこから発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であって、きのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの放射性物質検査を出荷開始前に確実に行うという厳格な管理を条件として、自県内に限り使用可能としました。
- 5. 放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが100ベクレル/kg以下であるきのこ原木等が使用される場合は、都道府県が、生産者ごとに、きのこの生産管理の状況 や収穫時期を把握した上で出荷開始前の放射性物質検査を必ず行うことにより、食品の基準値に適合しないきのこが流通しないようにしています。
- 6. なお、これまでの経過措置により既に使用している放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが150ベクレル/kg以下であるきのこ原木等については、都道府県が、発生したきのこの出荷開始前の放射性物質検査を確実に行うという条件のもと、点検・廃棄等の処分が完了する平成24年11月末までの3か月の間に限り使用可能とし

ています。

	改正内容	^{平成24年} 8月末	9月	10月	11月	12月	1月以降		
指標値		原木・ほだ木50ベクレル/kgで変更なし							
			引き続き適用						
経過措置	改正前	原木・ほだ木150ベクレル/kg以下							必 要 に
		かつ	————————————————————————————————————				応		
		発生したきのこ100ベクレル/kg以下	IN AT	19611	76 ± 1,92 ±				じ 見 直
	改正後	原木・ほだ木100ベクレル/kg以下							L
		かつ	適用						
		発生したきのこ50ベクレル/kg以下							

2: きのこ原木等の放射性物質濃度が100ベクレル/kg以下の場合に、発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下でなければならない理由

1. きのこ原木等の指標値は、放射性物質濃度がその値以下のきのこ原木等であれば、 そこから発生するきのこの放射性物質濃度がほぼ9割の確率で食品の基準値を超え ないと推定される水準の数値です。

このため、仮にそのきのこ原木等から放射性物質濃度が100ベクレル/kgに近いきのこが発生したとしても、食品の基準値を超える可能性は低いと考えらます。

- 2. 一方で、放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが100ベクレル/kg以下であるきのこ原木等から発生したきのこについては、今回の調査結果において、約1/3の検体が食品の基準値を超過する放射性物質を含んでいました。
- 3. また、放射性物質濃度が同程度のきのこ原木等であっても、発生するきのこの放射性物質濃度にはバラツキがあります(例:同じ濃度の原木及びほだ木であっても、発生するきのこの放射性物質濃度は30ベクレル/kg、60ベクレル/kg、NDとなるなど)。
- 4. そこで、放射性物質濃度がこの範囲のきのこ原木等から発生するきのこの放射性

物質の濃度が食品の基準値を超えないようにするためには、今回の調査で得られたきのこの放射性物質濃度のバラツキ30ベクレル/kg程度*を考慮し、検査をしたきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下という要件を満たしていれば、そのほかのきのこも、バラツキの30ベクレル/kgを見込んでも食品の基準値(100ベクレル/kg)を超える可能性は低いと考えられることから、この要件を設けました。

- ※ 放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが100ベクレル/kg以下であるきのこ原木等から発生したきのこの放射性物質濃度の標準偏差が30ベクレル/kg程度であった。
- 5. なお、発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下という要件は、あくまでそのきのこ原木等を使い続けてよいかどうかを判断するときの基準です。これは、経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/kg以下であることを確認するための検査(以下「原木確認検査」とします。以下同じ。)により、判断されます。

使い続けてよいとなった場合は、その後は、都道府県が行う、経過措置対象原木 等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する検査 (以下「食品検査」とします。以下同じ。)において、食品の基準値を下回ってい るきのこであれば出荷して構いません。

3:経過措置対象原木等から発生するきのこが放射性物質濃度50ベクレル/kg以下となるための管理の方法

- 1. 経過措置対象原木等を使用する場合、そのきのこ原木等を使用しても食品の基準値を超えるきのこを発生させないため、今回、発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下という要件を設けました。
- 2. 今回の調査結果においては、経過措置の対象となる放射性物質濃度が50~100ベクレル/kgのきのこ原木等からも、食品の基準値を超えるきのこの発生例が確認されています。
- 3. そこで、なるべくきのこの放射性物質濃度を低減させるため、経過措置対象原木

等の使用に当たっては、

- ・ 発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認していただくとともに、
- ・ 例えば、洗浄等によりなるべくきのこ原木等の放射性物質濃度を低くしてから使用する、ほだ場周辺の空間線量率を確認し、必要に応じて塵埃が付着しないようシート等で遮蔽する、といった管理を併せて行うようにしてください。
- 4. なお、林野庁においては、表土除去や枝払いといったほだ場除染の実証事業や、 外部からきのこへの放射性物質の付着に関する調査、きのこ原木等の洗浄など放射 性物質の汚染を低減させる栽培技術の検証等を行っていますので、一定の知見が得 られた段階で皆様にお知らせします。
 - 4:経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/kg以下であることを確認するための検査(原木確認検査)の方法
- 1. 原木確認検査は、都道府県が行う食品検査の前に、原則として、少なくとも1回、次のいずれかの方法で実施してください。
 - ① きのこの放射性物質濃度のバラツキを捉えるため、ほだ木の両端及び中央の3点から、それぞれ1検体(合計3検体)を採取・分析し、3検体すべての放射性物質濃度が食品の基準値を下回るとともに、3検体の放射性物質濃度の平均値が50ベクレル/kg以下であれば使用可とする
 - ② このような検体採取が不可能な場合は、ほだ木から発生したきのこを満遍なく 1 検体として採取・分析し、その放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であれば 使用可とする
- 2. また、検査に関するこのほかの考え方については、「食品中の放射性物質の試験 法について」(平成24年3月15日付け食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食 品安全部長通知)に準じて行って下さい(検査の効率化等のため、「食品中の放射 性セシウムスクリーニング法」(最終改正平成24年3月1日付け厚生労働省約食品安 全部監視安全課事務連絡)を併用しても差し支えありません)。

3. この原木確認検査はあくまで当該きのこ原木等を使い続けてよいかどうかを判断 するためのものです。

原木確認検査の結果、きのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kgを超えるが100ベクレル/kg以下である場合は、当該きのこ原木等は使用不可と判断されます。この場合、この結果をもって、都道府県に報告の上、当該きのこ原木等の使用及び発生するきのこの出荷を中止することとなります。しかし、きのこの出荷については、きのこが発生している期間に限り、都道府県が行う食品検査の結果、食品の基準値以下であることが確認されれば、行うことも可能です。

ただし、この場合も、一旦ほだ木が使用不可と判断されている以上、きのこの発生が終了した後は、そのほだ木を使用することはできません。

- 4. 一方、原木確認検査の結果、発生したきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg 以下であれば、当該きのこ原木等は使用可と判断され、以後は食品検査を都道府県 が確実に行い、食品の基準値以下であることを確認した上で出荷することができま す。
- 5. なお、原木確認検査は、基本的に経過措置対象原木等を使用しているきのこ生産 者等が実施し、食品検査は必ず都道府県が実施します。

発生きのこ及び原木・ほだ木の放射性物質濃度による原木等の使用可否判断ときのこの出荷可否判断の関係

原木等の使用電	可否の判断	_	きのこの出れ	可否の判断						
発生きのこ 50	過措置対象原木等から発生するきのこが 0ベクレル/kg以下であることを確認するた 0の検査「原木確認検査」			発生きのこ	経過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認するための検査 又は 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)に基づき実施する食品の放射性 物質検査					
原木等 5/	50ベクレル/kg ら0ベクレル/kg 以下 以下 以下 以下 以下 以下 が が が が が が が が が が が が が		原木等			50ベクレル/kg 以下	50ベクレル/kgを超え 100ベクレル/kg以下	100ベクレル/kg 超え		
50ベクレル/kg 以下	きのこの検査不要(無条件で原木等の位	上 使用可)	50ベクレル/kg 以下		「検査計画、出荷制限等の 品目・区域の設定・解除の考 え方」に基づき実施する食品 の放射性物質検査の対象と なった場合に実施		の出荷: 可) 等の使用: 可〇> 	× (きのこの出荷: 不可) <ちなみに、原木等の使用: 不 可×>		
50ベクレル/kg を超え 100ベクレル/kg	ン(原木等の 使用: 可) ×(原木等の使用: 不可)	原則として、発生 したがないのではいる。 うしないないである。 を持ちないでする。 を持ちないでする。 を持ちないでする。 を持ちないでする。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 を持ちないできない。 をはないできないできない。 をはないできないできない。 をはないできないできない。 をはないできないできない。 をはないできないできない。 をはないできないできないできない。 をはないできないできないできない。 をはないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	50ベクレル/kg を超え 100ベクレル/kg 以下 (経過措置対象 原木等)	結果、発生きの こが50ベクレル/ kg以下であった 原木等	経過措置対象原本等から 発生するきの が変更を表されて、 発生するきのの基準値を超えないことを出荷	〇(きのこの出荷:可) <ちなみに、原木等の使用:可〇>		×(きのこの出荷:不可) <ちなみに、原木等の使用:不		
	この参生期間限り であるが、発生す であるの出荷を 希望する場合	生産者等と都道は戻った。		原木確認検査の結果、発生きのこが 50ベクレル/kgを超え100ベクレル/kg 以下であった原木 等	開始前に確認するための 検査を、必ず 都道府県が 実施	<ちなみに、原木等 (この検査実施時の発生期間が	の出荷:可) 等の使用:不可×> 《終了し次第、以降、原木等の使 切不可)	可×>		
100ベクレル/kg 超え	きのこの検査不要(そもそも原木等の使用が不可)	- T	100ベクレル/kg 超え	1		検査不可能(そ		きのこはない)		
・検査実施主体は、基本的に経過措置対象原木等を使用する生産者 ・検査実施主体は、基本的に経過措置対象原木等を使用する生産者 ・検査実施を対した、含むのこのま、使用継続期間、代につきつかなくも1回とし、 接過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始 前に確認するための検査の実施領度は、発生期間の到来の都度 ・経過措置対象原木等から発生するきのこの出荷可の判断結果は、最長で発生期間1区切りの間において有効。ただし、発生期間途中での再度検査を妨げるものではない ・発生期間については、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・1回の検査機能としる原木がの使用可の判断結果は、最長で原木等使用継続期間 1代において有効。ただし、継続使用途中での再度検査を妨げるものではない ・発生期間については、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生期間については、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生期間については、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生期間については、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生週間でついては、施設裁増でほだ木の体養期間等の区切りがなく発生期間が継続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生週間を関するよのに対していては、施設裁増でほど木の体養期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生週間でいては、施設技術でほど木の体養期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間の終了時とみなす ・発生週間でいては、施設裁増でほど木の体養期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、発生期間が無続表し、発生期間が無続する場合は、年度末(3月末)を発生期間が無続表し、表生期間が無続表し、発生期間が無続表し、表生期間が無続表し、発生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生期間が無続表し、表生的などの表生の表生的などの表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の										
		ŕ	発生きのこ	経過措置対象	原木等から発生するき	のこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認するための検査				
			原木等			50ベクレル/kg以下	50ベクレル/kgを超え 100ベクレル/kg以下	100ベクレル/kg超え		
			50ベクレル/kg を超え 100ベクレル/kg 以下 (経過措置対象 原木等)	経過措置対象原本 等から発生するき のこが50ペクレル /kg以下であること を確認するための 検査「原本確認検 直を乗ねて実施す る場合	経過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準 値を超えないことを出荷開始 前に確認するための検査 を、必ず都道府県が実施	〇(きのこの出荷:可)	〇(きのこの出荷:可) (きのこの出荷を可とするのは、この検査実施時の発生期間 終了時まで、発生期間が 終了に火策、以際、 不等の使用は一切 不可、したがって きのこの発生 もなし)	X (きのこの出荷:不可)		
			· 拴本宝饰主体/ / /			〇(原木等の使用:可)	※ (原木等の使用: 不可) (この検査実施時の発生期間が終了し 次第、以降、原木等の使用は一切不可)	× (原木等の使用:不可)		

[・]検査美施工杯は、必ず都追削県 ・「原木確認検査」を、「経過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認するための検査」で兼ねて実施し1度の検査で済ませることができるのは、 初回の発生期間における「経過措置対象原木等から発生するきのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認するための検査」のとき